

## 環境局における定年年齢の段階的引き上げ及び従来再任用の業務整理について

### 1. 定年引き上げ（定年延長）の制度概要

- (1) 令和5年度退職者より定年が段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳までの定年引き上げが完了となる（下表参照）。
- (2) 定年引き上げ期間中は、従来定年前の正規職員の職への配置を基本とする。
- (3) 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）が措置される。フルタイム勤務及び60歳未満職員と同様の配置を基本とする。
- (4) 60歳に達した日以後に退職の上、再任用職員として短時間勤務できる「定年前再任用短時間勤務制度」が導入され、現行の再任用と同様の短時間勤務となる。
- (5) 管理監督職（課長級以上）は、定年引き上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、「役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）」が適用され、上限年齢（60歳）に達した管理監督職の職員は、翌年度4月1日付で、管理監督職以外の職に異動する。

※その他給与等諸条件については「職員の60歳以降の働き方について（令和5年9月行財政局発出）」を参照

### ○現行の定年が60歳の職員

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(参考) 引上げ期間中の対象者

対象者	定年	定年退職年度
令和5年度末時点で60歳の職員 (S38.4.2～S39.4.1生)	60歳 → 61歳	令和5年度 → 令和6年度
令和6年度末時点で60歳の職員 (S39.4.2～S40.4.1生)	60歳 → 62歳	令和6年度 → 令和8年度
令和7年度末時点で60歳の職員 (S40.4.2～S41.4.1生)	60歳 → 63歳	令和7年度 → 令和10年度
令和8年度末時点で60歳の職員 (S41.4.2～S42.4.1生)	60歳 → 64歳	令和8年度 → 令和12年度
令和9年度末時点で60歳の職員 (S42.4.2～S43.4.1生)	60歳 → 65歳	令和9年度 → 令和14年度

## 2. 従来再任用の業務整理

(1) 1. の定年引上げの中で、正規職員と暫定再任用の職を一体的に管理する必要性から、従来の再任用職員が配置されていた職の整理が全市的に行われた。

→正規職員（現職）の職、短時間の職、職の廃止のいずれかに整理

(2) 本整理の中で、短時間として整理された職（環境技術手・美化班）について、週 30 時間または 31 時間となるなど勤務条件の変更が生じる。

### <環境技術手・美化班の勤務条件の変更（案）>

パターン	週あたりの勤務時間	勤務時間	
		(日あたり勤務時間)	うち休憩時間
①	30 時間	07 : 45～14 : 45 (6 時間)	12 : 00～13 : 00 (1 時間)
②	30 時間	08 : 45～15 : 45 (6 時間)	
③	31 時間 (シフト公休)	07 : 45～16 : 30 (7 時間 45 分)	
④	31 時間 (固定公休)		

(3) 令和 6 年度からの短時間または廃止への整理は見送られたものの、引き続き検討が必要とされた職は次年度議論を行っていく。

以上